

南九州市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第23号

南九州市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第11条第2号中「年額130万円以上」の次に「(満18歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までに間にある者にあつては、年額150万円以上)」を加える。

第19条第1項中「第19条の3」を「第19条の4」に改める。

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第19条の2 条例第9条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上 19,700円

第20条の2第4項中「第19条の3」を「第19条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。